

宇部市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、宇部市において、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号、住宅局長通達 以下「制度要綱」という。）に基づき優良建築物等整備事業を施行する者に対し、宇部市優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関する必要な事項を定めることにより、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱により本市が補助金を交付することができる事業（以下「補助事業」という。）は、宇部市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地の区域内において交付要綱、制度要綱に基づく優良建築物等を整備することにより、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号、住宅局長通達 以下「補助要領」という。）に基づき国の補助対象となり、本市が国から補助を受ける事業をいう。

(補助の額)

第3条 市長は、前条の規定に基づき、補助事業の施行者（以下「補助事業者」という。）に対し毎年度予算の範囲内で、補助要領に基づく次の各号に掲げる費用の合計額の3分の2以内において、補助金を交付することができる。

(1) 調査設計計画費

- ア 基本構想作成費
- イ 事業計画作成費
- ウ 地盤調査費
- エ 建設設計費

(2) 土地整備費

- ア 建築物除去等費

(3) 共同施設整備費

- ア 空地等整備費

イ 供給処理施設整備費

ウ その他の施設整備費

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、優良建築物等整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付の決定をし、優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

2. 市長は補助金交付の決定をする場合において必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金の経理)

第6条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後10年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に補助金交付の申請の取下げをすることができる。

2. 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更等の場合の届出)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに市長に対し当該事由の内容を優良建築物等整備事業内容変更承認申請書(第3号様式)により届け出なければならない。

(1) 事業計画を変更した場合

(2) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業に内容を変更する場合

(3) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業の全部若しくは一部を中止し又は

廃止する場合

(4) 補助金の交付決定に係る年度における予定事業が年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(5) その他補助金の交付決定の判断の要素となるべき事項に関して変動を生じた場合

2. 補助事業者は、前項の届出に係る事業の内容の変更が補助金の額に変更を生じるときは、前項の届出にあわせて優良建築物等整備事業補助金交付変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。第4条、第5条及び第7条の規定は、この場合について準用する。

（事情変更による決定の取消等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

2. 市長は、前項の措置を決定したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

3. 第7条の規定は、補助事業者が補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分以外の部分に関し、前項の通知を受けた場合について準用する。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（補助事業実施状況調書）

第11条 補助事業者は、当該事業の遂行状況に関し、次に掲げる書類を当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 優良建築物等整備事業着手届（第5号様式）

当該工事着手後10日以内

(2) 優良建築物等整備事業遂行状況報告書（第6号様式）

毎会計年度各四半期ごとに当該期間経過後5日以内

（補助事業の遂行命令等）

第12条 市長は、前条の報告等により、当該事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに

従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 15 日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の 4 月 7 日のいずれか早い日までに、優良建築物等整備事業完了実績報告書（第 7 号様式）を市長に報告しなければならない。

2. 補助事業者は、事業が複数年度にまたがる場合において補助金交付の決定にかかる当該会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 15 日までに年度優良建築物等整備事業終了実績報告書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係わる補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、優良建築物等整備事業補助金確定通知書（第 9 号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者が提出した優良建築物等整備事業補助金交付請求書（第 10 号様式）により補助金を交付する。

ただし市長は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認められるときは、第 5 条第 1 項の規定による交付決定をした日以後、補助事業者が提出した優良建築物等整備事業補助金交付請求書（第 10 号様式）により、補助金交付決定額の全部又は一部を概算交付することができる。

(是正のための措置)

第 16 条 市長は、第 13 条の優良建築物等整備事業完了実績報告書、または、優良建築物等整備事業終了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるように補助事業者に命ずることができる。

(交付決定額の取消)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を指定された用途以外の目的に使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容または、これに付した条件に違反したとき
- (3) 都市計画関係法令、建築関係法令等に違反して事業を実施したとき
- (4) この要綱に基づく申請、報告等に偽りがあったとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があるとき

2. 前項の規定、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、優良建築物等整備事業補助金返還命令書（第 11 号様式）により期限を定めて、補助事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

2. 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、優良建築物等整備事業補助金返還命令書（第 12 号様式）により期限を定めて、補助事業者に対しその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第 19 条 交付対象者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律をはじめ、各種法令等に準拠するとともに、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の施行について、必要な事項及びこの要綱によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。